DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

GHQ/SCAP Records(RG 331)
Description of contents

THE NATIONAL ARCHIVES OF THE UNITED STATES

(1) Box no. 2744

(2) Folder title/number: (5)
1201

(3) Date: Jan. 1949

(4) Subject:

Classification	Type of record
9742	t

(5) Item description and comment:

i) "Shokuba Ridatsu-Ni Kansuru Kiroku (Dai Ni-Shu)"
ii) Tochigi

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

File #1201

職場離脱に關する記錄（第二集）

昭和二十四年一月（取扱注意）

Records regarding Desertion of Working Places

Utsunomiya Rail Administration Dept.

宇都宮管理部

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

目次

一、職場離脱者その後の動靜……一
二、職場離脱者關係公判概況……九
三、職場離脱關係者行政及び司法處分一覽表……二〇
四、職場離脱關係者行政及び司法處分狀況……折込
五、政令第二百一號をめぐる國鐵の動向……二一

一、職場離脱者その後の動靜

○白河機關區關係

1. 機關助士　白土　武壽　八月二十二日　離脱　八月三十日　逮捕

八月二十二日二十二時機關助士湯座新一と共に宇都宮方面に離脱し、小山機關區において演說を行い、直ちに二人で土浦に赴き、各地の連絡に從事したが、手持現金もなくなつたので、農家の縁ないの手傳等をして食を求めていた。

八月三十日夜になつて單獨歸宅した旨、本人の父から白河機關區に連絡があつたので、直ちに白河町警察署に屆出の上、本人は自宅に一泊して翌日自首する豫定であつたが警察署員に逮捕された。

2. 機關助士見習　三瓶　一雄　八月二十九日　離脱　八月三十一日　自首

八月二十一日夜機關助士班總會流會後長谷川敏夫の指導の下に郡山に集結し、各支部との連絡に當り、四日位の後に圓谷貞夫と平驛前の某所において連絡、ついで湯本勞組大會に參加して演說を行い、原町、福島と各々連絡をとり、氣候が稍寒冷になつたので衣類を取りに歸宅したところを兩親その他よりすゝめられて自首した。

3. 機關助士　薄井　正昭　八月二十三日　離脱　九月一日　自首

八月二十三日一二四列車にて宇都宮驛に下車、東武電車で前橋、高崎を經て澁川に至り、各職場に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

おいて演說を行い、又高崎機關區勞組に連絡した。その後健康を害したゝめ同市內綿屋に宿泊休養していたが、歸宅自首した。

4. 機關士 西海石武 八月二十二日 離脫 九月七日 自首

八月二十二日宇都宮において離脫、同日三時頃小田部末藏、平山良作、大島太治、大內稔、高根澤茂の六名で小山方面へ出發、その後各方面の連絡に當つていたが、義父の病狀を懸念して來白したところを、義父や妻に說得されて自首した。

5. 機關助士 田中明光 八月二十三日 離脫 九月七日 自首

鈴木藤松、薄井正昭と同一行動をとり、高崎方面へ連絡をとりに出向いていたが、病氣のため脫落九月七日一三五列車で歸白自首した。

6. 機關助士 佐藤久夫 八月二十二日 離脫 九月九日 自首

長谷川敏夫等と同行して郡山に集合、若松方面の連絡にあたつていたが、衣類の持出しのため實家須賀川に歸えつたところを、親からすゝめられ遂に九月九日自首した。

7. 機關助士 薄井久藏 八月二十二日 離脫 九月十一日 自首

八月二十二日長谷川敏夫一行と共に郡山に集結、人見仙三、大內博司等と新潟發電所との連絡を取り、直江津、新津、富山、敦賀、福井の各所で演說を行い、名古屋に出たが形勢不利と察知したので、靜岡、大船、東京を經由連絡の上一行と別れて歸路についた。

8. 機關助士 大島太治 八月二十二日 離脫 九月十四日 自首

八月二十三日小田部末藏、菊地秀一等と同一行動をとり、結城、下館、眞壁方面と連絡し、十月五日の敎育委員の選擧運動に當る豫定で活動していたが、夏衣の儘出發したので寒さと食糧不足のため實家へ歸つた。

九月十四日姉と同行して白河警察署に自首、一晩留置、翌日釋放された。

9. 機關助士 佐藤昭 八月二十三日 離脫 九月十五日 自首

薄井久藏と同一行動をとつて來たが、東京で別れ甲府地區に入り、連絡の上農家の草取り等をして汽車賃を貰い關東地區（矢板）に入り、ようやくの思いで歸宅自首した。

10. 機關助士 菊地秀一 八月二十二日 離脫 九月十六日 自首

西海石武、小田部末藏（北海道離脫者と車中で一緒になる）と共に、八月二十一日一二四列車で宇都宮市內に入り、二十二日三時より小山に赴き、小田部、大島、平山、大內、高根澤の六名で某會議に出席した。

更に小田部、大島と共に眞岡に一泊、同機關支區で小田部が演說したのに立會（聽衆者六、七名位）下館で白河機關區離脫者の挨拶を行い、五所の農家に入り五日間宿泊、後小川村を經て九月九日川島驛で小田部と別れ、平の叔父宅に二泊の後歸白し實家に一泊の上自首した。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

11. 機關助士　鈴木米治　八月二十二日　離脱　九月二十五日　自首

八月二十一日組合を守る會解散後、人見仙三、薄井久藏、佐藤昭等八名で二十二時頃の下り貨物列車に乘車、郡山に赴き、次いで福島、小高、原町、若松等を經、開拓地區の事務手傳、農家の手傳等を行つた。

九月二十三日夜實家信夫村に歸宅、白河警察署に自首しだ。

12. 機關士　鈴木藤松　八月二十三日　離脱　九月二十日　自首

八月二十二日二十三時三十分上り貨物列車で宇都宮に赴き、次いで前橋、高崎、村上、横川、輕井澤、直江津、柏原、長野、柏崎、酒田、山形、仙台、福島、郡山各地區の連絡に當り、豊原の實家に歸り自首するに至つた。

13. 機關助士　綱川喜代三　八月二十三日　離脱　九月二十四日　逮捕

八月二十二日二十三時三十分頃上り貨物列車で薄井正昭、田中明光、鈴木藤松等と共に宇都宮方面に行き、更に前橋、高崎、高田、長野、柏原、直江津、酒田、新潟、山形、福島、郡山を廻つて、發電所、機關區等と連絡をとり、九月二十日夜實家に歸つた。旅費は各地で資金カンパを受けた。なお鈴木藤松とは終始行動を共にしたが、他の者とは高崎で別れた。

14. 機關士見習　小田部末藏　八月二十二日　離脱　十月十三日　逮捕

八月二十二日宇都宮において、西海石武、菊地秀一と共に離脱、三時頃出發の上り列車で小山に赴き、大島太治、平山良作、太内稔、高根澤茂と連絡、眞岡、下館等を經て、五所村農家に五日間宿泊、次に小川村に移り更に川島を經て小金井驛に下車したところを小山警察署員に逮捕された。

15. 機關助士　大森榮　八月二十四日　離脱　十月十五日　逮捕

八月二十四日福島方面に離脱、更に東京、名古屋、大阪各方面の連絡にあたつた。九月十五日自宅に歸えつたところを、親が泉崎驛駐在所に連絡をとり、白河警察署員に逮捕された。

16. 機關助士　大内稔　八月二十三日　離脱　十一月十三日　自首

八月二十一日夜組合を守る會解散後、二十二時頃平山良作、高久孝光、谷地實芳、湯座新一、大島太治等と共に宇都宮に赴き、宇都宮からは高根澤茂、平山良作、小田部末藏、大島太治、菊地秀一等と共に小山に至り、更に高根澤、平山と共に東京に入つた。

東京では各電車區を廻つて歩いたが、東京出發後は甲府、上諏訪、長野、直江津、富山、仙台、福島等を廻つた。

富山に赴き一週間位經過後平山と別れ、富山縣中新川郡白萩村で二十日間農業の手傳をした。又福島では伊達郡梁川町船橋で十六、七日間農業の手傳をしていたが、十一月十三日白河警察署に自首した。

17. 機關助士　大森七郎　八月二十四日　離脱　十月二十日　自首

八月二十四日大森榮と共に福島車掌區に行き、大森と別れた後若松、新潟、仙台等に赴いて農業の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

手傳い等をし十月十八日白河に歸り、二十日に自首した。

18. 機關助士 見習 谷地實芳 八月二十二日 離脱 十月二十四日 自首

八月二十一日二十二時頃出發し西海石武、小田部末藏、菊地秀一等と共に宇都宮に至り、小山、大宮、川越、立川、熊谷、本庄、東神奈川、東京、横濱等を經て郡山、福島、若松に至り、その間鐵道關係、民間工場、農村等で職場放棄に關する話をした。

又福島都信夫郡の縣會議員の補缺選擧の際は選擧運動を行い、その後歸鄕した。

19. 機關助士 郡司敏夫 八月二十二日 離脱 十一月三日 逮捕

八月二十一日二十二時頃下り貨物列車で白河出發、郡司勇男、薄井久藏等と共に郡山に行き、更に若松、東京、濱松、名古屋、長野、新潟の工場、農村等を廻り職場放棄の狀況の說明をした。ついで福島へ歸り信夫郡大森村の農家の手傳をしていたが、十一月三日十七時三十分福島地區警察署員に捕逮された。

20. 機關助士 鈴木勇男 八月二十二日 離脱 十一月三日 逮捕

八月二十一日二十二時頃白河出發、郡山、若松、新津、高崎、大宮、東京、千葉、靜岡、掛川、濱松、豊川、中部天龍、名古屋、岐阜、立見、長野、直江津、柏崎、長岡、新潟等を經て再び新津、若松、郡山、福島に歸つたが、その間國鐵、全逓、民間工場等において演說を行つた。

新潟縣、福島縣においては農家の手傳をしていたが、十一月三日十六時頃田圃で稻積みをしている

際福島警察署員に逮捕された。

21. 機關助士 大内博司 八月二十二日 離脱 十一月五日 逮捕

八月二十一日二十二時頃白河出發、郡山、福島、平等を廻り小高で約二ケ月事務手傳をしていた。又相馬郡の農村では紙芝居等を行つていたが、十一月五日六時頃原町地區警察署員に逮捕された。

22. 機關助士 馬谷貞男 八月二十三日 離脱 十一月五日 逮捕

八月二十一日二十二時白河出發、郡山、福島、岩沼、原町に至り、相馬郡一帶の工場、發電所等で演說を行い、十月十六日頃からは相馬郡福浦村の農家の手傳をしていた。

十一月五日六時頃原町地區警察署員に逮捕された。

○小山機關區關係

1. 機關助士 杉山陸郎 八月二十六日 離脱 九月一日 逮捕

第三班長となり同僚三名と共に、八月二十四日小山を出發し、川口、日暮里、取手、下館、茨城縣眞壁郡伊讃村を經て三十一日實家に歸り、九月二日辭表提出のため小山機關區に赴く途中、小山警察署員に逮捕された。

2. 機關助士 益子實 八月二十六日 離脱 九月三日 逮捕

二十六日職場を離脱、東京、千葉、靜岡、清水、松阪、宇治山田等を經て九月三日名古屋驛に下車

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

したが、その際名古屋警察署員に逮捕された。

3. 機關助士　高橋　久　八月二十五日　九月三日　離脱　逮捕

八月二十二日無斷缺勤をしたが、二十四日出區訓戒を受けたが、更に二十五日出區せず自宅を調査の上離脱と決定、その後主として下舘附近にいたが、九月三日眞岡警察署員に自宅で逮捕された。

4. 機關助士　春山　榮　八月二十五日　九月十七日　離脱　逮捕

二十四日小山を出發、川口、大宮、川越、熊谷、立川、川崎、小田急沿線を經て、九月六日東京に至り更に名古屋、大阪に赴き十五日間々田に歸り十七日歸宅したが、小山警察署員に逮捕された。

5. 機關助士　櫻井　莊　八月二十六日　十月四日　離脱　自首

二十五日六名の同僚と共に上野行終列車で東京に赴き、途中で三人一組の別行動をとり東京都内各所において演說して歩いた。その後沼津、名古屋を經て大阪に至り、雜誌や下駄等を賣つていた。このような生活を二十數日過ごすうちに、家のことが氣がゝりになり「冬の被服を取りに歸りたい」と申出たが班長に拒絶されたゝめ、遂に意を決して逃走、東京の叔父を訪ね汽車賃を借り實家に歸へり、淺はかさを悔いて十月四日茂木警察署に自首した。

6. 機關助士　植松　平二　八月二十五日　十月二十一日　離脱　自首

二十五日黑川喜平、小川弘と共に川口に赴き、二十六日東京某電車區で演說を行い、更に横濱を經

て熊谷に至り「埼玉縣働く婦人蹶起大會」に出席し演說を行つた。その後立川、名古屋を經て奈良に赴いた。奈良には約一ケ月半滯在したが、金錢、衣食に困難を極め雜誌を賣つて歩いた。一週間位留守にして宿舍に歸えつたとき、黑川から「小川は小山に歸つた。自分も間もなく歸える」ということを聞いて歸宅を決意、周圍の反對を排除して歸鄉、芳賀郡市羽村駐在所に十月二十一日自首した。

7. 機關助士　小川　弘　八月二十五日　十一月十八日　離脱　自首

二十五日小山出發、東京、横濱、國府津、靜岡、名古屋、宇治山田、大阪を經て再び東京に歸えり更に宇都宮を經て歸宅、十一月十八日自首した。

（備考）以上の離脱者の行動經路、自首逮捕の概況等は本人の陳述を基礎として記述したものである。

二、職場離脱者關係公判概況

○白河機關區關係

◇九月二十日

1. 場所　福島地方裁判所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

2. 被告人　機關車檢査掛　三浦傳助
　　機關士　薄井信雄
　　元機關助　白土武壽　（敎唆容疑者）

3. 公判の概要

檢事の公訴事實の陳述後事實審理に入り、三浦傳助、薄井信雄こもごも立つて、政令第二百一號は憲法違反であること、獨占資本家の攻勢を粉碎するため、勞働者はあらゆる力を結集してストライキ、職場放棄を含む鬪爭を展開しなければならないという信念を吐露、八月二十一日の「組合を守る會」には出席したが職場離脫者を指導、支援したか否かについては答えられない旨言明した。

ついで職場離脫者白土武壽は、放棄の意志はなかつたが、同僚にすゝめられて止むをえず職場を離れて宇都宮、小山、土浦等に赴いたことゝ、鐵道業務の運營に影響があつたと思うことを確認した。

◇九月二十四日

1. 場所　福島地方裁判所
2. 被告人　元機關士　西海石武
3. 公判の概要

八月二十二日被告が職場を離れて以來、九月七日自首するまでの聽取書の內容を悉く認め更に辯護人選任の意思のないことを明言した。

求刑　懲役十ヶ月

◇十月二十日

1. 場所　福島地方裁判所
2. 被告人　機關車檢査掛　三浦傳助
　　機關士　薄井信雄

3. 公判の概要

冒頭檢事、被告人間に政令第二百一號の效力に關して應酬あり、ついで檢事は論告を行い三浦傳助、薄井信雄兩名に對し懲役十ヶ月を求刑した。

次に辯護人は政令違憲論を述べ、本件の被告人は當然無罪であることを强調した。

被告兩名は最終陳述において「われわれは日本の復興を心から希望している。勞働者解放のために鬪う」と言明した。

◇十月二十六日

1. 場所　福島地方裁判所
2. 被告人　元機關士　西海石武
　　元機助　白土武壽

3. 公判の概要

先ず白土武壽の事實審理を前回（九月二十日）に引續いて行い、更に辯論を再開した西海石武につき前回（九月二十四日）の陳述を補足した。

ついで在廷證人として白河機關區事務助役福井菊次郎、機關士田村安也の喚問あり、被告人の動

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

務成績、性格、職場離脱者發生前後の一般狀況等に關する證言を行つた。
次に檢事は白土につき論告を行い懲役五ヶ月を求刑した。
最後に辯護人は政令有效論を述べ、この見地に立脚して悔悟更生の濃厚な被告を最も輕い罰金刑に處されたい旨を主張した。
特に本件の特徴を比較的純眞な青年の脱線と斷じ、兩名共懲戒免職されたことは、官廳職員として最も重い制裁であり、更に實刑をもつて臨む必要のないことを强調した。

◇十一月五日

1. 場　所　福島地方裁判所
2. 被告人　三浦傳助
　　薄井信雄
　　西海石武
　　白土武壽
3. 判決の概要
　三浦傳助　懲役六ヶ月
　薄井信雄　懲役六ヶ月
　判決理由
　「組合を守る會」において、機關助士一人乘務反對、公務員法反對を主張、職務放棄を決議これを發生せしめたことは、鐵道の運營を阻害し政令第二百一號第二條第一項に該當する。

　白土武壽　懲役五ヶ月　執行猶豫二年
　西海石武　懲役六ヶ月　執行猶豫二年
　判決理由
　一人乘務反對、公務員法改正反對等の議決に參加して職場放棄を行つたことは、政令第二百一號第二條第一項に該當する。

◇十一月十八日

1. 場　所　福島地方裁判所郡山支部
2. 被告人　大森榮
3. 公判の概要
　檢事の公訴理由の陳述の後、裁判長から「被告人は職場放棄をした事實があるか、政令に反對するため同盟罷業をやつたか、機關助士班約二十名の決議によるものか」という趣旨の訊問があり被告はこれを肯定した。

◇十二月十五日

1. 場　所　福島地方裁判所白河支部
2. 被告人　元機助　鈴木勇男
　　同　郡司敏夫
　　同　大内博司
　　同　圓谷貞男

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

3. 公判の概要
裁判長から被告四名の氏名、住所、年令等に關し訊問があつた後、辯護人の出席不能のため公判を中止閉廷。

○小山機關區關係

◇九月二十二日
1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　元機助　益子實
同　杉山陸郎
同　高橋久

3. 公判の概要
開廷後三被告人より辯護人選任を要求、次回公判期日を十月一日と決定。

◇十月一日
1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　元機助　益子實
同　杉山陸郎
同　高橋久
同　春山榮
部外者一名（犯人藏匿容疑）

3. 公判の概要
檢事の公訴事實の陳述後、辯護人から政令第二百一號が違憲である旨の意見開陳あり、裁判長に對し政令の效力に關する判決をせられたい旨の要請をしたが、裁判長は最終判決の際同時に判決する旨答え審理を續行。
ついで事實審理に移り、杉山陸郎、益子實、高橋久、春山榮の順序に職場離脱の動機、行動經路等を述べた。

◇十月二十七日
1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　元機助　櫻井莊
3. 公判の概況
檢事の公訴事實の陳述後、事實審理に移り、櫻井は離脱の經緯を述べた後、輕薄無分別の行動であつたことを述懷した。
檢事は懲役六ケ月を求刑した。

◇十月二十九日
1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　益子實
杉山陸郎

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

高橋久
春山榮
部外者一名

3. 公判の概況
證人として小山機關區長工藤旭彦出廷、主として高橋久の勤務狀態等に關して證言。次いで小山機關區機關士梅宮靜雄出廷、政令公布後の職場の狀況について證言。
ついで檢事は論告を行い、杉山陸郎に對しては懲役八ヶ月、高橋久、益子實、春山榮に對しては
それぞれ懲役六ヶ月を求刑した。

◇十一月二日
1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　櫻井莊
3. 判決　懲役四ヶ月

◇十一月六日
1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　杉山陸郎
益子實
高橋久

春山榮
外に部外者一名

3. 公判の概況
辯護人は情狀酌量論を述べ、無罪を主張した。
檢事の都合により閉廷。

◇十一月十三日
1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　元機助　植松平二
3. 公判の概況
求刑　懲役六月
辯護人は執行猶豫論を述べた。

◇十一月十五日
1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　杉山陸郎
益子實
高橋久
春山榮
外に部外者一名

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

3. 公判の概況
前回に引續き辯護人の辯論を行い、最終陳述において杉山、益子、高橋、春山こもごも立つて、「私達は全勞働者のために戰つた あくまで正しいと信じている。」という趣旨を述べた。

◇十一月十七日
1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　植松平二
3. 判決　懲役四ヶ月

◇十一月二十二日
1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　杉山陸郎　益子實　春山榮　高橋久
3. 判決　杉山陸郎　懲役六月　益子實　懲役五月　春山榮　懲役四月　高橋久　同

判決理由（要旨）
杉山は八月二十三日小山において同僚二十名と會合し、政令第二百一號、國家公務員法改正反對のため數名宛の班を作つて職場離脱を行うことを決議し、第三班長となつて出發した。益子

春山、高橋はそれぞれ職場離脱の決議に參加若くは贊成し、離脱を行つた。
以上四名は國の業務の運營能率を阻害する爭議手段をとつた。
被告人等の憲法違反の主張については、裁判所はこれを認めない。

◇十二月二十三日
1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　元機助　小川弘
3. 公判の概況
事實審理の後、檢事の論告に移り、懲役六月を求刑した。
辯護人は事實を卒直に認め、被告は思想問題、勞働問題に經驗がない上に意志薄弱のため參加したことを指摘、執行猶豫とせられたい旨辯論を行つた。

◇十二月二十七日
1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　小川弘
3. 判決　懲役四月

◇十二月二十七日
1. 場所　東京高等裁判所（第四號法廷）
2. 被告人　植松平二
3. 判決　懲役四月

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OKS

3. 公判の概況

前回に引續き辯護人の辯論を行い、最終陳述において杉山、益子、高橋、春山こもごも立つて、「私達は全勞働者のために戰つた、あくまで正しいと信じている。」という趣旨を述べた。

◇十一月十七日

1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　植松平二
3. 判決　懲役四ヶ月

◇十一月二十二日

1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　杉山陸郎　益子實　春山榮　高橋久　杉山陸郎　懲役六月　益子實　懲役五月　春山榮　懲役四月　高橋久　同
3. 判決

判決理由（要旨）

杉山は八月二十三日小山において同僚二十名と會合し、政令第二百一號、國家公務員法改正反對のため數名宛の班を作つて職場離脱を行うことを決議し、第三班長となつて出發した。益子

春山、高橋はそれぞれ職場離脱の決議に參加若くは贊成し、離脱を行つた。

以上四名は國の業務の運營能率を阻害する爭議手段をとつた。

被告人等の憲法違反の主張については、裁判所はこれを認めない。

◇十二月二十三日

1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　元機助　小川弘
3. 公判の概況

事實審理の後、檢事の論告に移り、懲役六月を求刑した。

辯護人は事實を卒直に認め、被告は思想問題、勞働問題に經驗がない上に意志薄弱のため參加したことを指摘、執行猶豫とせられたい旨辯論を行つた。

◇十二月二十七日

1. 場所　宇都宮地方裁判所栃木支部
2. 被告人　小川弘
3. 判決　懲役四月

◇十二月二十七日

1. 場所　東京高等裁判所（第四號法廷）
2. 被告人　植松平二
3. 判決　懲役四月

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

三、職場離脱關係者行政及び司法處分一覽表

（昭和二四・一・一現在）

區分	細別	白河機關區	小山機關區	計
職場離脱關係者	職場離脱者	二九	一七	四六
	教唆容疑者	三一	一七	四八
計		二八一	一七	四五一
行政處分	免職	三	一	四
	休職	一一	一七	一一七
	休務	一		一
逮捕又は自首	逮捕	二四〇	一七三	三七一
	自首	一	一	一
計	小計	三一七	一七〇	四八七
亡	逃亡	二四	七	三一
起訴		五	七	一二
第一審	公判繼續中	四		四
	確定判決	二	七	九
控訴				
控訴審	公判繼續中	二	七	九
	確定判決			一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

昭和23年12月

職場離脱關係者行政及び司法處分

所属	職名	氏名	年齢	身分給額	離脱 月日	離脱 列車	行政處分 月日	行政處分 處分	逮捕 月日	逮捕 警察署	逮捕 逮捕又は自首	逮捕 起訴月日	第一 裁判所	第一 第1回	第一 第2回	第一 第3回	第一 第4回
白河機關區	機検	三浦 傅助	30	技官10			23.9. 2	休職	23.8.24	白河警察署	逮捕	23.9. 2	福島地裁	32.9.20	23.10.20	23.11.5	
〃	機	薄井 信雄	23	雇22			23.10.1	休務	23.8.24	白河警察署	逮捕	23.9. 2	福島地裁	23.9.20	23.10.20	23.11.5	
〃	機見	小田部末造	29	鐵8	23.8.22	195	23.8.24	免職	23.10.13	間々田警察署	逮捕	23.10.19					
〃	機	西海石 武	23	雇23	23.8.22	195	23.8.24	免雇	23.9. 7	白河警察署	自首	23.9.15	福島地裁	23.9.24	23.10.26	23.11.5	
〃	機	平山 良作	24	雇23	23.8.25	114	23.8.25	〃									
〃	機	長谷川敏夫	23	雇23	23.8.23	192	23.8.24	〃									
〃	機	鈴木 藤松	23	雇22	23.8.23	160	23.8.24	〃	23.9.24	白河警察署	自首	23.10.30					
〃	機見	人見 仙三	23	雇22	23.8.22	120	23.8.24	〃									
〃	機助	薄井 正昭	23	雇21	23.8.23	190	23.8.24	〃	23.9. 1	白河警察署	自首	23.10.30					
〃	機助	大内 博司	23	雇21	23.8.22	590	23.8.24	〃	23.11.5	原ノ町警察署	逮捕	23.11.12	福島地裁白河支部	23.12.15			
〃	機助	大森 榮	22	雇21	23.8.24	入2	23.8.24	〃	23.10.15	白河警察署	逮捕	23.10.19	福島地裁郡山支部	23.11.18			
〃	機助	大内 稔	20	雇20	23.8.22	412	23.8.24	〃	23.11.13	白河警察署	自首	23.11.13					
〃	機助	大島 太治	21	雇20	23.8.22	190	23.8.24	〃	23.9.14	白河警察署	自首	23.10.30					
〃	機助	高久 孝光	24	雇20	23.8.27	194	23.8.27	〃									
〃	機助	佐藤 久夫	20	雇20	23.8.22	192	23.8.24	〃	23.9. 9	白河警察署	自首	23.10.30					
〃	機助	佐藤 昭	22	雇20	23.8.23	入1	23.8.24	〃	23.9.15	白河警察署	自首	23.10.30					
〃	機助	綱川喜代三	21	雇20	23.8.23	190	23.8.24	〃	23.9.24	黒羽警察署	逮捕	23.10.30					
〃	機助	大森 七郎	20	雇20	23.8.24	104	23.8.24	〃	23.10.20	白河警察署	自首	23.10.20					
〃	機助	白土 武壽	22	雇20	23.8.22	2126	23.8.24	〃	23.8.30	白河警察署	逮捕	23.9. 2	福島地裁	23.9.20	23.10.26	23.11.5	
〃	機助	薄井 久藏	22	雇20	23.8.22	188	23.8.24	〃	23.9.11	白河警察署	自首	23.10.30					
〃	機助	高根澤 茂	21	雇20	23.8.23	192	23.8.24	〃									
〃	機助	栗原 久男	20	雇20	23.8.22	128	23.8.24	〃									
〃	機助	鈴木 勇雄	20	雇20	23.8.22	104	23.8.24	〃	23.11.3	福島警察署	逮捕	23.11.12	福島地裁白河支部	23.12.15			
〃	機助	郡司 敏夫	21	雇19	23.8.22	120	23.8.24	〃	23.11.3	福島警察署	逮捕	23.11.12	福島地裁白河支部	23.12.15			
〃	機助	田中 明光	19	雇18	23.8.23	412	23.8.24	〃	23.9. 7	白河警察署	自首	23.9. 7					
〃	機助	菊地 秀一	20	雇17	23.8.22	195	23.8.24	〃	23.9.16	白河警察署	自首	23.10.30					
〃	機助	湯座 新一	20	雇18	23.8.22	590	23.8.24	〃									
〃	機助	圓谷 貞男	19	雇18	23.8.23	116	23.8.24	〃	23.11.5	原ノ町警察署	逮捕	23.11.12	福島地裁白河支部	23.12.15			
〃	機助	鈴木 米治	20	雇17	23.8.22	入4	23.8.24	〃	23.9.25	白河警察署	自首	23.10.30					
〃	機助見	谷地 實芳	18	雇17	23.8.22	122	23.8.24	〃	23.10.24	白河警察署	自首	23.10.30					
〃	機助見	三瓶 一雄	22	雇18	23.8.29	車庫出 調練	23.8.29	〃	23.8.31	白河警察署	自首	23.10.30					
小山機關區	機助	山中 武夫	20	雇18	23.8.25	759	23.8.25	免雇									
〃	機助	春山 榮	23	雇21	23.8.25	701	23.8.25	〃	23.9.17	小山警察署	逮捕	23.9.27	宇都宮地裁栃木支部	23.10.1	23.10.29	23.11.6	23.11.15
〃	機助	植松 平二	21	雇20	23.8.25	705	23.8.25	〃	23.10.21	眞岡警察署	自首	23.10.27	宇都宮地裁栃木支部	23.11.13	23.11.17		
〃	機助	高橋 文夫	22	雇20	23.8.25	626	23.8.25	〃									
〃	機助	小林 弘	20	雇18	23.8.25	入9	23.8.25	〃									
〃	機助	小川 弘	20	雇18	23.8.25	1761	23.8.25	〃	23.11.18	眞岡警察署	自首	23.12.1	宇都宮地裁栃木支部	23.12.23	23.12.27		
〃	機助	高橋 久	19	雇17	23.8.25	755	23.8.25	〃	23.9. 3	眞岡警察署	逮捕	23.9.11	宇都宮地裁栃木支部	23.9.22	23.10.1	23.10.29	23.11.6
〃	機助	加藤 可	23	雇20	23.8.26	日勤 洗罐	23.8.26	〃									
〃	機助	杉山 陸郎	20	雇18	23.8.26	626	23.8.26	〃	23.9. 2	小山警察署	逮捕	23.9.11	宇都宮地裁栃木支部	23.9.22	23.10.1	23.10.29	23.11.6
〃	機助	上野 正夫	21	雇20	23.8.26	703	23.8.26	〃									
〃	機助	櫻井 莊	22	雇20	23.8.26	753	23.8.26	〃	23.10.4	茂木警察署	自首	23.10.11	宇都宮地裁栃木支部	23.10.27	23.11.2		
〃	機助	益子 實	20	雇18	23.8.26	休養所 當務	23.8.26	〃	23.9. 3	名古屋警察署	逮捕	23.9.11	宇都宮地裁栃木支部	23.9.22	23.10.1	23.10.29	23.11.6
〃	機助	本間 和夫	21	雇19	23.8.27	入1	23.8.27	〃									
〃	機助	向原 等	23	雇18	23.8.27	707	23.8.27	〃									
〃	機	黒川 喜平	25	雇25	23.8.28	入1	23.8.28	〃									
〃	機助	庄子 茂	19	雇13	23.9. 4		23.9. 4	〃									
〃	機助	坂本幸太郎	23	雇20	23.8.25	658	23.8.25	〃									

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

離脱關係者行政及び司法處分狀況

訴日	第一番 裁判所	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	求刑	判決	控訴 控訴月日	裁判所	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	求刑	判決
2	福島地裁	32.9.20	23.10.20	23.11.5			懲役10月	懲役6月	23.11.5								
2	福島地裁	23.9.20	23.10.20	23.11.5			懲役10月	懲役6月	23.11.5								
19																	
15	福島地裁	23.9.24	23.10.26	23.11.5			懲役10月	懲役6月 執行猶豫2年									
0																	
0																	
2	福島地裁白河支部	23.12.15															
19	福島地裁郡山支部	23.11.18															
13																	
0																	
0																	
0																	
0																	
2	福島地裁	23.9.20	23.10.26	23.11.5			懲役5月	懲役5月 執行猶豫2年									
0																	
2	福島地裁白河支部	23.12.15															
2	福島地裁白河支部	23.12.15															
1	福島地裁白河支部	23.12.15															
	宇都宮地裁栃木支部	23.10.1	23.10.29	23.11.6	23.11.15	23.11.22	懲役6月	懲役4月	23.11.22								
	宇都宮地裁栃木支部	23.11.13	23.11.17				懲役6月	懲役4月	23.11.19	東京高裁	23. 12.15	23. 12.27					審判原通り
	宇都宮地裁栃木支部	23.12.23	23.12.27				懲役6月	懲役4月									
	宇都宮地裁栃木支部	23.9.22	23.10.1	23.10.29	23.11.6	23.11.22 23.11.15	懲役6月	懲役4月	23.11.22								
	宇都宮地裁栃木支部	23.9.22	23.10.1	23.10.29	23.11.6	23.11.22 23.11.15	懲役8月	懲役6月	23.11.22								
	宇都宮地裁栃木支部	23.10.27	23.11.2				懲役6月	懲役4月	23.11.4								
	宇都宮地裁栃木支部	23.9.22	23.10.1	23.10.29	23.11.6	23.11.22 23.11.15	懲役6月	懲役5月	23.11.22								

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

五、政令第二百一號をめぐる國鐵の動向

七月二十二日　總司令部民生局長は首相官邸においてマ元帥の書簡を首相に手交した。

七月二十七日　國鐵勞組本部は八月分給料繰上支給その他につき當局に團体交渉を申入れたが、當局は「法律上團体交渉に入るや否やにつき疑義あり。」として交渉を行わなかつた。

七月三十一日　1. 政府は政令第二百一號を公布し即日施行した。

2. 國鐵勞組中央闘爭委員會は「非常事態宣言」を發表した。

八月二日　松山機關區に機關助士の「一人乘務拒否」に基く集團缺勤再發。

八月五日　次官會議において政令第二百一號の取扱と解釋について申合せができた。

八月六日　1. 檢事總長談として「政令違反行爲に出でたる者は斷乎處分する」との態度を表明。

2. 最高檢察廳では、全國檢察當局に對し「政令違反事件については迅速に檢察權を發動せよ。」と指令。

3. 新得機關區分會は狩勝隧道問題のため職場大會の決議により一部列車の乘務拒否を開始。

八月七日　松山檢察廳は松山機關區の集團缺勤に關し政令違反として十一名を檢束。

八月九日　新得機關區で行われた貨物列車牽引定數三割減の責任者として、旭川支部執行委員長以下三十六名が行政處分を受けた。

八月十日　閣議において政令第二百一號の解釋と取扱について決定。

八月十一日　札幌高等檢察廳は新得機關區の集團缺勤に對し六十五名を檢束した。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

八月十二日　1.運輸大臣は國鐵勞働組合に對し政令第二百一號の施行に伴う措置について通達書を手交した。
2.東京鐵道局長は東地評議長に對し同樣の通達書を手交した。

八月十三日　國鐵勞組宇都宮支部は鹽原において支部委員會を開催し、當面の問題について協議を行つた。

八月十四日　鐵道總局職員局長から組合活動の規律化について通達が發せられた。

八月十五日　宇都宮管理部長は國鐵勞組宇都宮支部執行委員長に對し「國鐵勞働組合あて運輸大臣通達書」の寫を送付した。

八月十八日　1.札鐵の職場離脫者の一部が仙鐵管内に潜入。
2.旭川支部執行委員長以下八名は法務廳總裁を相手として「懲戒處分無效確認」を札幌地裁に提訴。

八月十九日　札鐵局長は職場離脫者に對し復歸命令を發した。

八月二十日　1.仙鐵、弘前、尻内機關區の機關助士の一部職場離脫。
2.札鐵の職場離脫者の一部が宇都宮管内に現れて活動を始めた。
3.運輸大臣は札鐵管内の職場離脫者に對し「二十一日十八時までに職場に復歸せよ、もし復歸せざるときは相當に處分する。」旨の命令を發した。

八月二十二日　白河機關區の機關助士の一部が職場離脫を行つた。

八月二十三日　鐵道總局長官は二十三日十八時以後の職場離脫者は即時懲戒免官又は免雇の處分に附せと命令。

八月二十五日　小山機關區の機關助士の一部が職場離脫した。

九月三日　法務廳總裁は政令第二百一號は違憲に非ずと發表。

九月九日　最高檢察廳は全國高檢勞働檢事を招集、政令第二百一號をめぐる職場放棄に對する取締り强化を決定。

九月二十日　福島地方裁判所において白河機關區職場離脫者及び教唆容疑者の第一回公判が行われた。

九月二十二日　宇都宮地方裁判所栃木支部において小山機關區職場離脫者に對する第一回公判が行われた。

九月二十七日　國鐵勞組旭川支部の職場離脫の公判における違憲問題につき最高裁判所は「抗告棄却」の判決を下した。

九月三十日―十月三日　國鐵勞組第五回臨時大會が金澤で開催され「マ書簡を尊重し健全なる組合運動の上に立ち諸要求の貫徹をはかる。」との基本方針を決定した。

九月三十一日　國鐵の職場離脫はようやく終息した。職場離脫者累計一、四〇〇名、うち免職者九七〇名。

十一月十五日　福島地方裁判所において白河機關區職場離脫者及び教唆容疑者に對し、有罪の判決があつた。

十二月二十七日　東京高等裁判所に控訴した小山機關區職場離脫者に對し、原審とおり有罪の判決が下された。